

平成25年1月25日

研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業
への参加対応について

農林水産技術会議事務局

1. 情報入手後の研究事業への参加

公的研究費の配分先の研究機関において不正使用及び不正受給（以下「不正使用等」という。）が行われた旨の情報を入手した場合、不正使用等へ関与した内容が明らかとなり、その明らかとなった者に対する競争的資金等への応募制限措置が決定するまでの間は、当該研究機関に係わる研究事業については、新規・継続課題とも応募・参加の制限は行わない。

2. 不正使用等に関与した研究者に対する公的研究費への応募制限措置決定後の研究事業への参加

当省として不正使用等に関与した研究者に対する応募制限措置を決定した後における新規・継続課題への取扱いは以下のとおりとする。

なお、他省庁を含む他の競争的資金等において応募制限措置が決定された場合も同様とする。

（1）新規課題

①公募開始から審査中に応募制限措置が決定された場合

不正使用等に関与した研究者の参加が確認された応募課題の審査は行わない。

②審査終了から審査結果の公表前に応募制限措置が決定された場合

再審査（次点繰り上げ採択等）を行う。

③審査結果の公表後から契約締結前に応募制限措置が決定された場合

採択の取り消しを行う。（再審査）

④契約後に応募制限措置が決定された場合

当該契約を解除する。

ただし、上記において、研究担当者を不正使用等に関与していない研究者に変更する旨の書面が研究機関から提出され、その内容が妥当と判断された場合、当該手続を行わないことができる。

（2）継続課題

①契約前に応募制限措置が決定された場合

研究担当者を不正使用等に関与していない研究者に変更する旨の書面が研究機関から提出され、その内容が妥当と判断されない限り参加させない。

②契約締結後に応募制限措置が決定された場合

当該契約を解除する。ただし、研究担当者を不正使用等に関与していない研究者に変更する旨の書面が研究機関から提出され、その内容が妥当と判断された場合は参加させることができる。

3. 不正使用等に研究機関が関与していたと認められた場合

研究機関において不正使用等に関する原因究明、再発防止策の策定等の改善を図り、当局においてその改善措置の有効性が確認されるまでの間は、当該研究機関全体に対して新規・継続課題とも応募・参加を制限する。